

様式第五（第五十五条関係）

許 可

解体業 申請書

許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

日付は受付の際に記入していただきます。空欄でお持ち願います。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 岡崎市長

(郵便番号) 000-0000

住 所 愛知県岡崎市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 岡崎 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0000-00-0000

法人の場合は登記事項証明書の内容どおりに、個人の場合は住民票の内容どおりに記載してください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地

名 称

〇〇株式会社 岡崎営業所

事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」と「事業の用に供する施設の概要」は、別紙に記載してください。

個人営業で屋号がある場合は、屋号を記載してください。

所在地

(郵便番号) 000-0000

愛知県岡崎市〇〇町〇丁目〇番地

電話番号 0000-00-0000

事業の用に供する施設の概要

保管場所（使用済自動車）：面積（〇㎡）最大保管量〇台

保管場所（解体自動車）：面積（〇㎡）最大保管量〇台

解体作業場：〇㎡、屋根有

床面（鉄筋コンクリート150mm）

燃料採取場所：〇㎡、屋根有

床面（鉄筋コンクリート150mm）

部品保管場所①：〇㎡、コンテナ、屋根有

部品保管場所②：〇㎡、トラック荷台 屋根無

廃棄物保管場所：〇㎡、コンテナ、屋根有

ニブラ 1台

運搬車両3台（キャリアカー1台、平ボディー2台）

油水分離槽2箇所4槽式

平面図、事業計画書の内容と、整合するように記載してください。

他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県のものを含む。) を有している場合にあっては、 その許可番号（申請中の場合に あっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合に あっては、申請年月日）
	愛知県 名古屋市	第 202330999999 申請中(令和〇年〇月〇日)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合に あっては、申請年月日）
	愛知県 岡崎市	第 02310999999 号(収集運搬) 第 10510999999 号(収集運搬)

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	名称：〇〇株式会社岡崎廃車センター 所在地：愛知県岡崎市〇〇町〇丁目〇番地 保管面積：〇㎡ 保管量：使用済自動車（最大〇台） 解体自動車（最大〇台）
---------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
おかざき たろう 岡崎 太郎	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
おかざき じろう 岡崎 次郎	取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
おかざき はなこ 岡崎 花子	監査役	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
おかざき さぶろう 岡崎 三郎	相談役	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

住民票の内容どおりに氏名、住所を記載してください。
住所は、県名からの記載をお願いします。※政令指定都市等を除く。

該当しない場合は、「該当なし」と記載してください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
おかざき あい 岡崎 愛	〇営業所長	
おかざき ごろう 岡崎 五郎	△事業所長	

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	住 所
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
<small>おかざき たろう</small> 岡崎 太郎	愛知県岡崎市〇〇町〇丁目〇番地	300 株
<small>さんかくさんかく</small> △△株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	500 株

法人の場合は登記事項証明書の内容どおりに、個人の場合は住民票の内容どおりに記載してください。

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	添付した「標準作業書」のとおり（以下の項目について同じ）
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	

使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 39 号（解体業及び破砕業）

誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）岡崎市長

日付は受付の際に記入していただきます。空欄でお持ち願います。

法人の場合は登記事項証明書の内容どおりに、個人の場合は住民票の内容どおりに記載してください。

（申請者）住 所 愛知県岡崎市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 岡崎 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 0000-00-0000

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号）第57条の2で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）で使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）第6条で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 使用済自動車再資源化法第66条（使用済自動車再資源化法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令第5条で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令第5条で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの